



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

- ▽執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例
 [都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課] 2738
- ▽神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 [港湾局空港調整課] 2740
- ▽神戸市立児童センター条例及び神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 [こども家庭局こども青少年課] 2743

規則

- ▽執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則
 [企画調整局未来都市推進課] 2745
- ▽神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会規則を廃止する規則
 [都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課] 2748

告示

- ▽ひがしなだかるた販売に係る販売料金の徴収事務の委託 [東灘区総務部まちづくり課] 2749
- ▽指定管理者の指定（神戸市立東灘体育館ほか） [文化スポーツ局スポーツ企画課] 2749
- ▽指定管理者の指定（神戸ポートアイランドホール） [文化スポーツ局スポーツ企画課] 2750
- ▽土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定について
 [環境局環境保全課] 2750
- ▽神戸市営住宅条例第33条第3項によるペット飼育可能住宅（横尾住宅26号棟）
 [建築住宅局住宅管理課] 2751
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局東部建設事務所] 2751
- ▽指定管理者の指定（神戸市立多聞集会所）
 [建築住宅局住宅管理課] 2754

- ▽指定管理者の指定（市営住宅等）
 [建築住宅局住宅管理課] 2755
- ▽指定管理者の指定（厚生年金住宅）
 [建築住宅局住宅管理課] 2755
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（上野北部自治会）
 [企画調整局参画推進課] 2756
- ▽地縁による団体の認可についての告示（六甲からと台自治会） [企画調整局参画推進課] 2756
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局中部建設事務所] 2757
- ▽都市計画法による都市計画の変更（神戸国際港都建設計画都市再生特別地区）
 [都市局都市計画課] 2761
- ▽都市計画法による都市計画の変更（神戸国際港都建設計画道路） [都市局都市計画課] 2761
- ▽都市計画法による都市計画の変更（神戸国際港都建設計画交通広場）
 [都市局都市計画課] 2762
- ▽都市計画法による都市計画の決定（神戸国際港都建設計画通路） [都市局都市計画課] 2762
- ▽都市計画法による都市計画の変更（神戸国際港都建設計画生産緑地地区）
 [都市局都市計画課] 2763
- ▽都市計画法による都市計画の変更（神戸国際港都建設計画公園） [都市局都市計画課] 2763
- ▽都市計画法による都市計画の変更（神戸国際港都建設計画緑地） [都市局都市計画課] 2763
- ▽都市計画法による都市計画の変更（神戸国際港都建設計画地区計画）
 [都市局都市計画課] 2764
- ▽生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定
 [都市局都市計画課] 2764
- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定等
 [福祉局障害者支援課] 2765
- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定等
 [福祉局障害者支援課] 2769
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 筑紫が丘54号線）
 [建設局道路管理課] 2771

- ▽指定管理者の指定（神戸市生涯学習支援センターその他の施設（神戸市立自立センターあづま及び神戸市立あづま幼稚園を除く。）） [文化スポーツ局スポーツ企画課] 2771
- ▽港湾施設の規模の変更 [港湾局経営課] 2772

公 告

- ▽神戸市加古川上流域関連公共下水道事業計画及び神戸市武庫川上流域関連公共下水道事業計画の変更 [建設局下水道部計画課] 2772
- ▽特定役務の調達手続による随意契約の相手方の決定（国民年金業務における事務改善のためのシステム機能追加業務） [福祉局国保年金医療課] 2773
- ▽王子動物園・王子公園駐車場の臨時供用 [建設局王子動物園] 2774
- ▽都市計画法による都市計画の決定に伴う図書の縦覧（神戸国際港都建設計画通路） [都市局都市計画課] 2774
- ▽都市計画法による都市計画の変更に伴う図書の縦覧（神戸国際港都建設計画都市再生特別地区ほか） [都市局都市計画課] 2775

選挙管理委員会

- ▽公職選挙執行規程の一部を改正する規程 [選挙管理委員会事務局] 2776

訂 正

- ▽令和3年12月28日付け神戸市公報第3740号中 [都市局都市計画課] 2778

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第13号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>別表（第1条関係）</p> <p>(1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市指定難病審査会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	神戸市指定難病審査会	[略]	<p>別表（第1条関係）</p> <p>(1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市指定難病審査会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選</td> <td>神戸市役所本庁舎2号館の再整備に係る事業者</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	神戸市指定難病審査会	[略]	神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選	神戸市役所本庁舎2号館の再整備に係る事業者
附属機関	担任する事務														
[略]	[略]														
神戸市指定難病審査会	[略]														
附属機関	担任する事務														
[略]	[略]														
神戸市指定難病審査会	[略]														
神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選	神戸市役所本庁舎2号館の再整備に係る事業者														

<p>(2)～(4) [略]</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="898 282 1129 521">定委員会</td><td data-bbox="1129 282 1407 521">の選定に関する 事項についての 調査審議に關す る事務</td></tr></table> <p>(2)～(4) [略]</p>	定委員会	の選定に関する 事項についての 調査審議に關す る事務
定委員会	の選定に関する 事項についての 調査審議に關す る事務		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第14号

神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(特別会計設置条例の一部改正)

第1条 神戸市特別会計設置条例(昭和39年3月条例第121号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前										
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市後期高齢者医療事業費</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">神戸市空港整備事業費</td> <td style="text-align: center;">空港整備事業</td> </tr> </table>	[略]	[略]	神戸市後期高齢者医療事業費	[略]	神戸市空港整備事業費	空港整備事業	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市後期高齢者医療事業費</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	神戸市後期高齢者医療事業費	[略]
[略]	[略]										
神戸市後期高齢者医療事業費	[略]										
神戸市空港整備事業費	空港整備事業										
[略]	[略]										
神戸市後期高齢者医療事業費	[略]										

[略]

[略]

[略]

[略]

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例(昭和41年12月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第5条 港湾事業の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 区域 本市の港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項の港湾区域及び同条第4項の臨港地区(同条第6項の施設に係る区域を含む。)</p> <p>(2) 施設 本市の管理する港湾法第2条第5項の港湾施設(同条第6項の施設を含む。)</p>	<p>第5条 港湾事業の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 区域 本市の港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項の港湾区域及び同条第4項の臨港地区(同条第6項の施設に係る区域を含む。)並びに<u>空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港の区域</u></p> <p>(2) 施設 本市の管理する港湾法第2条第5項の港湾施設(同条第6項の施設を含む。)及び<u>空港法第2条に規定する空港</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市港湾事業会計に係る特別会計の令和4年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

神戸市立児童センター条例及び神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月14日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第15号

神戸市立児童センター条例及び神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(神戸市立児童センター条例の一部改正)

第1条 神戸市立児童センター条例(令和4年3月条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 この条例は、公布の日から起算して <u>1年</u> を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。	1 この条例は、公布の日から起算して <u>9月</u> を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2～4 [略]

2～4 [略]

(神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

第2条 神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例(令和4年3月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
この条例は、公布の日から起算して <u>1年</u> を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。	この条例は、公布の日から起算して <u>9月</u> を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第42号

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則（令和4年10月規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)、(2) [略] (3) <u>附則第5項の規定</u> <u>令和6年4月1日</u>	1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)、(2) [略]
2、3 [略]	2、3 [略]

(執行機関の附属機関に関する条例
第1条第2項の規定に基づく市長の
附属機関に関する規則の一部改正)

4 [略]

4 [略]

5 執行機関の附属機関に関する条例

第1条第2項の規定に基づく市長の
附属機関に関する規則の一部を次の
ように改正する。

別表1及び別表2の王子公園再整
備にかかる大学設置・運営事業者選
考委員会の項を削る。

別表1

名称	担当事務
[略]	[略]
神戸市立ポ ートアイラ ンドスポー ツセンター 再整備PF I事業者選 定委員会	[略]
王子公園再 整備にかか る大学設 置・運営事 業者選考委 員会	王子公園再整備に係 る大学の設置及び運 営事業者の選考に関 すること。

別表2

別表1

名称	担当事務
[略]	[略]
神戸市立ポ ートアイラ ンドスポー ツセンター 再整備PF I事業者選 定委員会	[略]

別表2

名称	定数	任期	会長
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 ポートア 일랜드 スポーツ センター 再整備P FI事業 者選定委 員会	[略]	[略]	[略]
王子公園 再整備に かかる大 学設置・ 運営事業 者選考委 員会	7人	委嘱の 日から 令和6 年3月 31日 まで	委員の 互選に より選 任する 者

名称	定数	任期	会長
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 ポートア 일랜드 スポーツ センター 再整備P FI事業 者選定委 員会	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年12月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第43号

神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会規則を廃止する規則
神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会規則（令和4年4月規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神戸市告示第533号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条及び第1項の規定により、ひがしなだかるた販売に係る販売料金の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年12月9日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

長崎県長崎市出島町5番2号

株式会社メトロ書店

代表取締役 川崎 孝

2 委託年月日

令和4年12月6日

神戸市告示第534号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月12日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立東灘体育館	神戸市中央区御幸通4丁目2番20号 S&Nスポーツマネジメント神戸	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
神戸市立中央体育館	代表者 シンコーススポーツ兵庫株式会社 代表取締役 石崎 健太	
神戸市立ポートアイランドスポーツセンター	神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 神戸市立ポートアイランドスポーツセンター運営事業体 代表者 公益財団法人神戸市スポーツ協会 代表理事 國井 総一郎	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで
神戸市立須磨体育館	神戸市中央区御幸通4丁目2番20号 S&Nスポーツマネジメント神戸	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
神戸市立垂水体育館	代表者 シンコーススポーツ兵庫株式会社	
神戸市立西体育館	代表取締役 石崎 健太	

神戸市告示第535号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月12日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設

神戸ポートアイランドホール

2 指定管理者

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

ワールド記念ホール運営事業体

代表者 公益財団法人神戸市スポーツ協会

代表理事 國井 総一郎

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第558号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和4年12月15日

神戸市長 久元喜造

1 指定する区域

長田区浪松町6丁目1番2

須磨区小寺町1丁目2番の一部

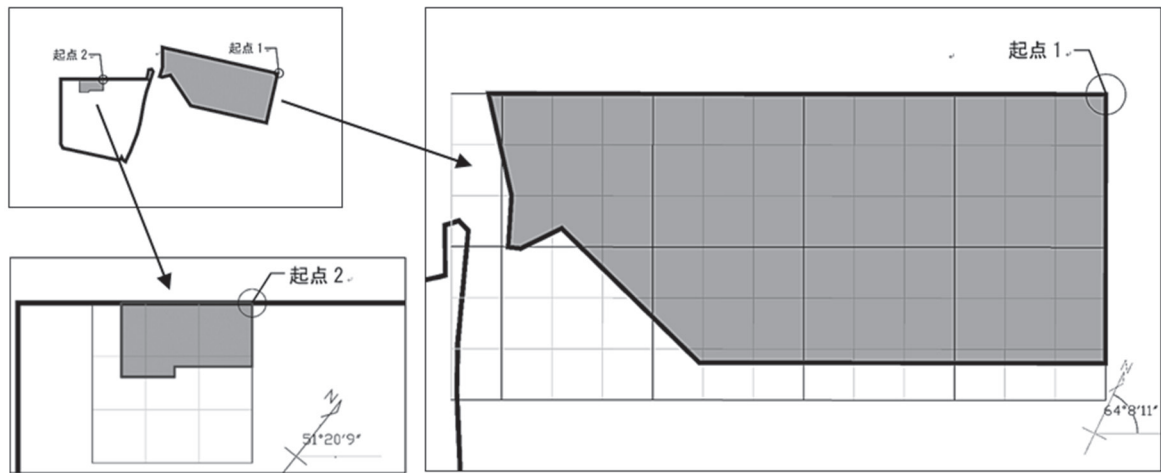
（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

別図



凡例

- 敷地境界
- 30m格子
- 単位区画線

■ 形質変更時要届出区域

<起点2>

起点2は、兵庫県神戸市須磨区小寺町一丁目2番の一部の最北端とする。

<格子の回転角度>

51° 20' 9"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行として10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として真北から時計回りに回転させた角度を示す。

<起点1>

起点1は、長田区浪松町六丁目1番2の最北端とする。

<格子の回転角度>

64° 8' 11"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行として10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として真北から時計回りに回転させた角度を示す。

神戸市告示第559号

次の市営住宅について、神戸市営住宅条例（平成9年条例第12号）第33条第3項の規定により告示する。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

1 市長が告示する市営住宅（ペット飼育可能住宅）

名称	位置	備考
神戸市営横尾住宅	神戸市須磨区横尾6丁目3番	26号棟のみ

2 施行日

令和5年1月1日

神戸市告示第560号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり

告示する。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
魚崎浜保管所及び稗原保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和4年11 月1日	東灘区御影塚 町2丁目27番 20号 建設局東部建設事務所 電話854-2191
	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和4年11 月4日	
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		

	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年11 月10日
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 2台	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 1台	
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和4年11 月11日
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	撰津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	令和4年11 月15日
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台	
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 2台	
	六甲駅周辺	自転車 2台	

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車	2台	令和4年11 月16日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	灘区管内	自転車	10台	令和4年11 月21日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	2台	
	阪神御影駅周辺	自転車	9台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	阪急御影駅周辺	自転車	1台	令和4年11 月24日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	東灘区管内	自転車	20台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	3台	令和4年11 月24日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	摂津本山駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第561号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 公の施設の名称
神戸市立多聞集会所
- 2 指定管理者
神戸市垂水区多聞台4丁目14番2号
特定非営利活動法人ワトワーズ多聞台
理事 島本 信夫
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第562号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
東灘区、灘区、中央区、兵庫区及び長田区に存する市営住宅及び共同施設	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社・シンコースポーツ兵庫共同企業体 代表者 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
北区、須磨区、垂水区及び西区に存する市営住宅及び共同施設	神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号 TC神鋼不動産サービス株式会社 代表取締役 松村 勝教	

備考 指定期間の末日までに神戸市営住宅条例別表第1若しくは別表第5又は神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第9号）別表第1若しくは別表第3に規定する名称又は位置に変更が生じたときは、変更後の当該別表に規定する施設を含むものとする。

神戸市告示第563号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
東灘区、灘区、中央区、兵庫区及び長田区に存する厚生年金住宅	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社・シンコースポーツ兵庫共同企業体 代表者 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
北区、須磨区、垂水区及び西区に存する厚生年金住宅	神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号 TC神鋼不動産サービス株式会社 代表取締役 松村 勝教	

備考 指定期間の末日までに神戸市厚生年金住宅条例施行規則（平成11年9月規則第53号）別表第1又は別表第2に規定する名称又は位置に変更が生じたときは、変更後の当該別表に規定する施設を含むものとする。

神戸市告示第564号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

上野北部自治会

(2) 主たる事務所

神戸市灘区箕岡通4丁目3番13号

(3) 代表者の氏名

柳田 忠

(4) 代表者の住所

神戸市灘区高尾通4丁目2番9号

2 変更があった事項及びその内容**(1) 代表者の氏名**

「能仁 章夫」を「柳田 忠」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市灘区高尾通4丁目1番12号」を「神戸市灘区高尾通4丁目2番9号」に改める。

3 変更の年月日

令和元年5月11日

神戸市告示第565号

地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

1 名称

六甲からと台自治会

2 規約に定める目的

本会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、清潔で明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。

(1) 会員の相互親睦に関する事業**(2) 防犯防火、環境衛生、清掃に関する事業（ゴミ置場の清掃を含む。）**

- (3) 教育、文化、民生・福祉に関する事業
 - (4) 公害防止、交通安全、行政協力に関する事業
 - (5) 建築協定の運営に関する事業
 - (6) その他本会の目的達成に必要と認める事業
- 3 区域
唐櫃台4丁目全域（16番17番を除く）
 - 4 主たる事務所
神戸市北区唐櫃台4丁目20番10号
 - 5 代表者の氏名
植田 里美
 - 6 代表者の住所
神戸市北区唐櫃台4丁目20番10号
 - 7 裁判所による代表者の職務執行の停止
なし
 - 8 職務代行者の選任
なし
 - 9 代理人
なし
 - 10 規約に定めた解散の事由
総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。
 - 11 認可年月日
令和4年12月9日

神戸市告示第566号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

(日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く)

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先三宮保管所	中央区長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和4年11月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 50台 原動機付自転車 1台	令和4年11月4日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和4年11月5日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和4年11月7日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 45台 原動機付自転車 0台	令和4年11月9日	
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 28台	令和4年11	

		原動機付自転車 1台	月10日
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 1台	令和4年11月14日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	中央区長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和4年11月15日
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 41台 原動機付自転車 1台	令和4年11月17日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 1台	令和4年11月19日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 1台	
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 4台	令和4年11月21日
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和4年11月24日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和4年11月24日
	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 42台 原動機付自転車 1台	令和4年11月25日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	中央区長期放置	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和4年11月30日
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 19台 原動機付自転車 1台	令和4年11月1日
	兵庫駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和4年11月8日
	兵庫区長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和4年11月10日

兵庫区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年11月15日	
神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和4年11月16日	
兵庫駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
和田岬駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和4年11月18日	
新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和4年11月19日	
湊川駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 1台		
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 27台 原動機付自転車 2台	令和4年11月21日	
兵庫区長期放置	自転車 31台 原動機付自転車 0台	令和4年11月22日	
神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和4年11月22日	
兵庫駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
湊川駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台		
和田岬駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 11台		令和4年11月

		原動機付自転車 0台	月24日
神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車	14台	令和4年11月28日
	原動機付自転車	0台	
兵庫駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車	1台	
	原動機付自転車	0台	
新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車	12台	
	原動機付自転車	0台	
湊川駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車	15台	
	原動機付自転車	1台	
和田岬駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車	2台	
	原動機付自転車	0台	
駐輪場内	自転車	3台	
	原動機付自転車	0台	
兵庫区長期放置	自転車	14台	令和4年11月30日
	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第567号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画都市再生特別地区

2 都市計画の名称

三宮駅前第2地区

神戸市告示第568号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画道路
- 2 都市計画の名称
 3. 5. 80号都賀川三宮線
 8. 7. 1号三宮駅前線
 8. 7. 2号三宮駅南線
 8. 7. 26号三宮駅東線
 8. 7. 27号三宮駅バスターミナル線

神戸市告示第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画交通広場
- 2 都市計画の名称
 - 4号三宮駅前玄関交通広場
 - 5号三宮駅前交通広場
 - 6号三宮駅前地下交通広場

神戸市告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画通路
- 2 都市計画の名称
 - 1号三宮駅前通路
 - 2号三宮駅前南通路
 - 3号三宮駅前地下交通広場地上連絡通路

- 4号三宮駅前玄関交通広場地下連絡通路
 - 5号三宮駅前玄関交通広場上部連絡通路
 - 6号三宮駅前西通路
-

神戸市告示第571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画生産緑地地区
 - 2 都市計画の名称
有野36生産緑地地区
玉津127生産緑地地区
出合5生産緑地地区
伊川谷30生産緑地地区
-

神戸市告示第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画公園
 - 2 都市計画の名称
3.3.82号笹ノ尾公園
-

神戸市告示第573号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第

1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画緑地
- 2 都市計画の名称
22号木見東緑地

神戸市告示第574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画地区計画
- 2 都市計画の名称
神戸複合産業団地地区計画

神戸市告示第575号

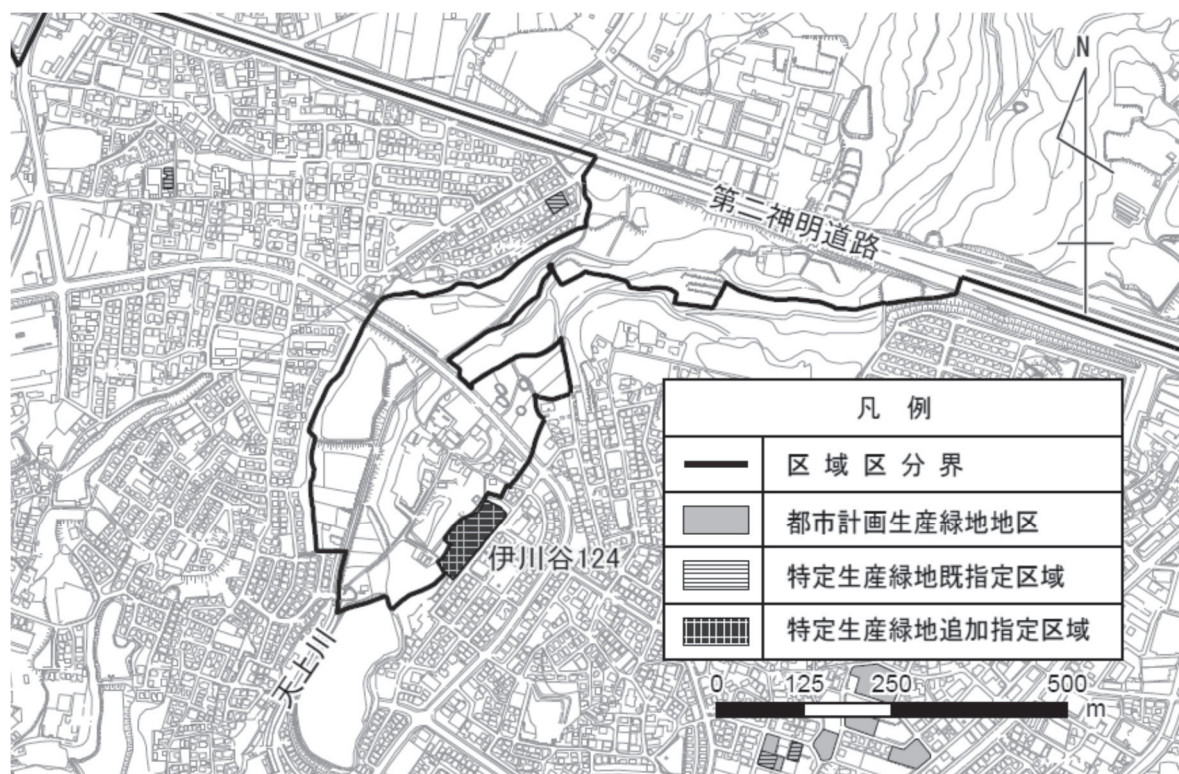
生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように告示する。

令和4年12月27日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

生産緑地 地区名称	位置（代表地番）	特定生産緑地 指定面積（ha）	申出基準日
伊川谷124	西区和井取6-1	0.51	2023年5月25日

「区域は指定図表示のとおり」



特定生産緑地指定図

神戸市告示第576号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（育成医療・更生医療）医療機関を、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

指定年月日	名称	担当する医療の種類	所在地
令和4年12月1日	いしむら腎泌尿器科クリニック（更生医療のみ）	腎移植	神戸市東灘区本山南町8丁目1番8号 そうごうメディカルモール本山南2階
令和4年12月1日	ふくしま歯科・矯正歯科	歯科矯正	神戸市東灘区御影本町6丁目13番3号
令和4年12月1日	グッドプラン薬局 北鈴駅前店	薬局	神戸市北区甲栄台1丁目2番3号 万葉ハイツ北鈴蘭台101西側
令和4年12月1日	神戸元町調剤薬局	薬局	神戸市中央区元町通3丁目1番20号

			元町MKビル1階
令和4年12月1日	アイン薬局神戸高倉台店	薬局	神戸市須磨区高倉台1丁目1番7号 TerrasMaクリニックモール102
令和4年12月1日	キリン堂薬局 有瀬店	薬局	神戸市西区伊川谷町有瀬1281番地の2
令和4年12月1日	県庁前ハートフル薬局	薬局	神戸市中央区北長狭通4丁目6番15号 リンズエムディ神戸元町1階
令和4年12月1日	ココカラファイン薬局 西神中央店	薬局	神戸市西区竹の台6丁目1番2号 ミリオンタウン西神中央1階
令和4年12月1日	ユーカリ薬局御影北店	薬局	神戸市東灘区御影2丁目5番10号 イハラビル1階
令和4年12月1日	スギ薬局 神戸元町店	薬局	神戸市中央区三宮町3丁目7番6号 神戸元町ユニオンビル1階
令和4年12月1日	コスモス薬局 井吹台店	薬局	神戸市西区井吹台北町2丁目17番地の9
令和4年12月1日	エンゼル薬局	薬局	神戸市北区藤原台中町6丁目26番5号
令和4年12月1日	すみれ調剤薬局	薬局	神戸市北区筑紫が丘2丁目13番地の9
令和4年12月1日	調剤薬局レイ	薬局	神戸市東灘区魚崎中町1丁目9番11号
令和4年12月1日	ニコニコ元気堂薬局 (更生医療のみ)	薬局	神戸市東灘区魚崎北町6丁目10番21号 プチシャトーあけぼのTO101
令和4年12月1日	ニコニコ元気堂薬局のより店 (更生医療のみ)	薬局	神戸市東灘区田中町3丁目11番1号 ハローグリーンハイツ岡本1階B号室
令和4年12月1日	そうごう薬局 本山南店	薬局	神戸市東灘区本山南町8丁目1番8号 1階
令和4年12月1日	リタファーマシー トアロード店	薬局	神戸市中央区北長狭通3丁目1番12号 神戸バザービル1階
令和4年12月1日	オーダー薬局 御影店	薬局	神戸市東灘区御影2丁目32番10号
令和4年12月1日	森南町さくら薬局	薬局	神戸市東灘区森南町2丁目1番10号
令和4年12月1日	スギ薬局 御影店	薬局	神戸市東灘区御影本町2丁目6番10号 デイリーカーナートイズミヤ御影店内

令和4年12月1日	スマイル薬局	薬局	神戸市灘区岩屋北町5丁目1番31号
令和4年12月1日	ひまわり薬局	薬局	神戸市灘区深田町3丁目1番16号
令和4年12月1日	アルファ薬局 三宮店	薬局	神戸市中央区三宮町2丁目11番1 三宮センタープラザ西館7階706号室
令和4年12月1日	エール薬局 中山手通店	薬局	神戸市中央区中山手通3丁目14番6号 1階
令和4年12月1日	ダイエー神戸三宮店 薬局	薬局	神戸市中央区雲井通6丁目1番15号 サンシティビル1階
令和4年12月1日	トア薬局	薬局	神戸市中央区中山手通3丁目2番1号 トア中山手ビル2階
令和4年12月1日	向平調剤薬局夢野店	薬局	神戸市兵庫区湊川町6丁目10番12号 すみれ夢野ビル1階
令和4年12月1日	クオール薬局神戸谷上店	薬局	神戸市北区谷上東町13番22号 プラ テイク谷上101号
令和4年12月1日	シンワ薬局	薬局	神戸市北区菖蒲が丘1丁目534番地の59
令和4年12月1日	谷上ロイヤル薬局	薬局	神戸市北区谷上東町1番1号 谷上 SHビル1階
令和4年12月1日	ナガタ薬局 西代店	薬局	神戸市長田区御屋敷通3丁目1番34号 サントウンアコルデ1階
令和4年12月1日	まなみ薬局	薬局	神戸市長田区浜添通3丁目4番10-101号
令和4年12月1日	かりば台薬局	薬局	神戸市西区狩場台3丁目9番7号
令和4年12月1日	ティエス調剤薬局白水店	薬局	神戸市西区白水1丁目2番23号
令和4年12月1日	順心会訪問看護ステーション 学園都市	訪問看護	神戸市垂水区小束台868番地の37
令和4年12月1日	訪問看護ステーションすまあと	訪問看護	神戸市須磨区多井畑東町6番地の1
令和4年12月1日	北須磨訪問看護・リハビリセンター	訪問看護	神戸市須磨区多井畑字地獄谷12番地の2 203
令和4年12月1日	訪問看護ステーション日向	訪問看護	神戸市垂水区潮見が丘1丁目5番26号

2 法第64条の規定による変更の届出があった指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 名称の変更に係るもの

変更日	名称	担当する医療の	所在地	変更前
-----	----	---------	-----	-----

		種類		
令和4年8月1日	アイン薬局垂水店	薬局	神戸市垂水区日向2丁目1番4号101 垂水駅前ゴールドビル101号	オレンジ薬局垂水店
令和4年6月1日	サポート薬局	薬局	神戸市兵庫区下沢通7丁目1番31号 関西左官ビル101号	こみち薬局
令和4年8月1日	そうごう薬局 神戸岡本店	薬局	神戸市東灘区岡本1丁目8番6号1階	アサヒ薬局 岡本店
令和4年7月1日	ファーマシー伊川谷北店	薬局	神戸市西区池上2丁目21番地の5	ファーマシー伊川谷薬局
令和4年7月1日	もんファーマシー大沢店	薬局	神戸市西区大沢1丁目14番地の1	薬局もんファーマシー大久保店
令和4年7月1日	らら薬局 須磨南町店	薬局	神戸市須磨区南町2丁目5番30号 カトレアハイツ1階	らら薬局 須磨店
令和4年10月1日	ポニー薬局 栄店	薬局	神戸市西区押部谷町栄字北垣内183番地の4	株式会社ふたば薬局 栄店
令和4年9月1日	深江北町薬局	薬局	神戸市東灘区深江北町2丁目12番17号	アップ調剤深江北町店
令和4年9月1日	こぼと薬局	薬局	神戸市北区星和台1丁目16番地の130 ユーガーデン1階	みつるぎ薬局
令和4年11月1日	アイン薬局 神戸永手町店	薬局	神戸市灘区永手町3丁目2番17号 ストゥディオダマダ01	メディオ薬局永手町店
令和4年10月1日	こみち薬局	薬局	神戸市兵庫区下	サポート薬局

沢通7丁目1番 31号 関西左官 ビル101号

神戸市告示第577号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（精神通院医療）医療機関を、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（精神通院医療）

指定年月日	名称	担当する医療の種類	所在地
令和4年10月1日	医療法人社団 渡辺クリニック	病院又は診療所	神戸市須磨区北町1丁目2番6号
令和4年11月1日	まつあきこころのクリニック	病院又は診療所	神戸市須磨区大池町5丁目16番8号 幸学・ビル3F
令和4年11月1日	なかのこども発達クリニック	病院又は診療所	神戸市東灘区向洋町中2丁目10番地 2F
令和4年12月1日	魚崎駅前ふみ脳神経内科	病院又は診療所	神戸市東灘区魚崎中町4丁目6番15号 第二松原ビル105号
令和4年10月1日	アイン薬局 神戸高倉台店	薬局	神戸市須磨区高倉台1丁目1番7号 Terra sMaクリニックモール102
令和4年10月1日	クオール薬局 神戸元町店	薬局	神戸市中央区西町34番地 1階
令和4年9月1日	深江北町薬局	薬局	神戸市東灘区深江北町2丁目12番17号
令和4年10月1日	元町駅前薬局	薬局	神戸市中央区北長狭通4丁目2番2号 赤松神戸ビル1階
令和4年9月1日	調剤薬局マリン本山店	薬局	神戸市東灘区本山南町2丁目13番1号
令和4年10月1日	そうごう薬局 本山南店	薬局	神戸市東灘区本山南町8丁目1番8号 1階

令和4年10月1日	すまいる倶楽部薬局	薬局	神戸市垂水区舞子台2丁目5番38号 ガーデンスクエア舞子101
令和4年10月1日	キリン堂薬局 有瀬店	薬局	神戸市西区伊川谷町有瀬1281番地の2
令和4年10月1日	ポニー薬局 栄店	薬局	神戸市西区押部谷町栄183番地の4
令和4年11月1日	ココカラファイン薬局 西神中央店	薬局	神戸市西区竹の台6丁目1番2号 ミリオンタウン西神中央1階
令和4年10月1日	つくし薬局	薬局	神戸市兵庫区東山町1丁目12番23号 ウエストパークビル1F
令和4年11月1日	オリーブ薬局	薬局	神戸市垂水区福田3丁目3番17号
令和4年12月1日	エンゼル薬局	薬局	神戸市北区藤原台中町6丁目26番5号
令和4年12月1日	スギ薬局 在宅調剤センター神戸青木店	薬局	神戸市東灘区青木5丁目6番8号 磯辺ビル南館1階
令和4年10月1日	ハーバー薬局 新在家店	薬局	神戸市灘区友田町3丁目2番7号 1階
令和4年10月1日	訪問看護ステーション アスカケアライフ灘	訪問看護	神戸市灘区中原通2丁目1番18-201号
令和4年9月1日	若草訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市西区押部谷町栄191番地の1
令和4年11月1日	訪問看護ステーション メディカトレア	訪問看護	神戸市北区鈴蘭台西町2丁目22番3号
令和4年11月1日	訪問看護ステーション あすの木	訪問看護	神戸市中央区八雲通1丁目1番地22-201号
令和4年11月1日	ぶらすてっぷ定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問看護	神戸市中央区宮本通6丁目1番28号
令和4年12月1日	訪問看護ステーション harustyle 神戸	訪問看護	神戸市西区水谷3丁目13番13号 ダイワ運輸 本社ビルA

2 法第64条の規定による変更の届出があった指定自立支援医療機関（精神通院医療）

(1) 名称の変更に係るもの

変更日	名称	担当する医療の種類	所在地	変更前
令和4年11月1日	アイン薬局神戸	薬局	神戸市灘区永手	アイン薬局神戸

	永手町店		町3丁目2番17号 ストゥディオダマダ01	永手町店
--	------	--	-----------------------	------

(2) 所在地の変更に係るもの

変更日	名称	担当する医療の種類	変更後	変更前
令和4年9月26日	あっぷ訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市東灘区御影本町8丁目13番22号 御影エナムール1階A	神戸市東灘区御影本町2丁目15番24号 2F
令和3年10月9日	みなとがわ訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市兵庫区菊水町5丁目2番3号	神戸市兵庫区菊水町5丁目4番6号

神戸市告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年12月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年1月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	筑紫が丘54号線	神戸市北区山田町下谷上字け かち谷8番地先から	新	5.90	9.70
		神戸市北区山田町下谷上字け かち谷8番地先まで	旧	5.90	6.00

神戸市告示第579号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設の名称

神戸市生涯学習支援センターその他の施設（神戸市立自立センターあづま及び神戸市立あづま幼稚園を除く。）

2 指定管理者

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
公益財団法人 神戸市スポーツ協会
代表理事 國井 総一郎

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第580号

次の港湾施設について、令和5年1月5日から、その規模を改める。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

規模を改める港湾施設
道路

名 称	位 置	延 長	
		現行	変更後
ポートアイランド道路（一部）	神戸市中央区港島9丁目	877.56m	818.06m

公 告

神戸市公告第290号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、次の事業計画を変更するにあたって、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、当該事業計画の変更の案を次のとおり公告・縦覧します。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

1 神戸市加古川上流流域関連公共下水道事業計画

(1) 事業計画の名称

神戸市加古川上流流域関連公共下水道事業計画

(2) 事業計画の変更内容

予定処理区域調書の変更

(3) 工事の着手年月日

昭和58年3月30日

(4) 工事の完成予定年月日

令和10年3月31日

(5) 事業計画の縦覧場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸

神戸市建設局下水道部計画課

(6) 縦覧期間

令和4年12月13日から令和4年12月27日まで

(ただし、休日及び土曜日、日曜日を除く8時45分から17時30分の間)

2 神戸市武庫川上流流域関連公共下水道事業計画

(1) 事業計画の名称

神戸市武庫川上流流域関連公共下水道事業計画

(2) 事業計画の変更内容

予定処理区域調書及び完成予定年月日の変更

(3) 工事の着手年月日

昭和54年9月1日

(4) 工事の完成予定年月日

令和8年3月31日

(5) 事業計画の縦覧場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸

神戸市建設局下水道部計画課

(6) 縦覧期間

令和4年12月13日から令和4年12月27日まで

(ただし、休日及び土曜日、日曜日を除く8時45分から17時30分の間)

神戸市公告第295号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

国民年金業務における事務改善のためのシステム機能追加業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市福祉局国保年金医療課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年12月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 JSOL

取締役社長 永井 健志

大阪市西区土佐堀2丁目2番4号

5 随意契約に係る契約金額

48,716,800円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。

神戸市公告第296号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第4項の規定により、神戸市立王子動物園及び王子公園駐車場を令和5年1月4日（水）に供用します。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画の名称
神戸国際港都建設計画通路	1号三宮駅前通路 2号三宮駅前南通路 3号三宮駅前地下交通広場地上連絡通路 4号三宮駅前玄関交通広場地下連絡通路 5号三宮駅前玄関交通広場上部連絡通路 6号三宮駅前西通路

神戸市公告第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和4年12月27日

神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画の名称
神戸国際港都建設計画都市再生特別地区	三宮駅前第2地区
神戸国際港都建設計画道路	3. 5. 80号都賀川三宮線 8. 7. 1号三宮駅前線 8. 7. 2号三宮駅南線 8. 7. 26号三宮駅東線 8. 7. 27号三宮駅バスターミナル線
神戸国際港都建設計画交通広場	4号三宮駅前玄関交通広場 5号三宮駅前交通広場 6号三宮駅前地下交通広場
神戸国際港都建設計画生産緑地地区	有野36生産緑地地区 玉津127生産緑地地区 出合5生産緑地地区 伊川谷30生産緑地地区
神戸国際港都建設計画公園	3. 3. 82号笹ノ尾公園
神戸国際港都建設計画緑地	22号木見東緑地
神戸国際港都建設計画地区計画	神戸複合産業団地地区計画

選挙管理委員会

神戸市選告示第6号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定め、告示する。

令和4年12月27日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和50年10月選告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(写真の掲載)</p> <p>第33条 【略】</p> <p>2 前項の規定により添付すべき写真の裏面には、<u>市議会議員の選挙の候補者については候補者の氏名及びその選挙区名を、市長の選挙の候補者については候補者の氏名を記載しなければならない。</u></p> <p>3 【略】</p>	<p>(写真の掲載)</p> <p>第33条 【略】</p> <p>2 前項の規定により添付すべき写真の裏面には、<u>候補者の氏名及び撮影年月日並びに市議会議員の選挙の候補者にあつては、その選挙区名を記載しなければならない。</u></p> <p>3 【略】</p>

第13号の4様式備考3中「68,040円」を「69,300円」に、「105,840円」を「107,800円」に改め、同様式4中「68,040円」を「69,300円」に、「105,840円」を「107,800円」に改める。

第13号の10様式その1備考4(2)中「15,800円」を「16,100円」に改める。

第13号の11様式備考4(2)ア中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式備考4(2)イ中「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

第13号の12様式備考4(2)ア中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、様式備考4(2)イ中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

第13号の14様式(別紙)中「15,800円」を「16,100円」に改める。

第13号の17様式(別紙)ア中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式(別紙)イ中「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

第13号の18様式備考2(1)中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,050円」を「316,250円」に改め、同様式備考2(2)中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

円」に改める。

附 則

この規程は、令和4年12月9日から施行する。

訂 正

令和3年12月28日付け神戸市公報第3740号について、誤植がありましたので、次のとおり訂正します。

(神戸市告示第613号の別紙9ページ)

誤

生産緑地 地区名称	位置 (代表地番)	特定生産緑 地指定面積 (ha)	指定期限日	備考
八多 22	北区八多町下小名田 312-1	0.25	2032年10月6日	

正

生産緑地 地区名称	位置 (代表地番)	特定生産緑 地指定面積 (ha)	指定期限日	備考
八多 22	北区八多町下小名田 312-1	0.22	2032年10月6日	

